

指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名： 柴崎地区・我孫子新田地区地区計画の策定

基本施策名： 5-1 適正な土地利用の推進

担当部課名： 都市部 都市計画課

報告日： 令和6年10月1日

1. 問題点及び問題点が生じた理由等

柴崎地区について、令和6年9月20日に柴崎地区産業用地整備事業者である大日本土木・マーケットトラスト共同企業体より、本事業から撤退する意向が示されました。このことにより、令和6年度中の地区計画決定は行えないこととなりました。

2. 今後の対応策

新たな事業者による産業用地整備の予定が示された場合には、地区計画の策定に向けた手続きを進めます。